



## 第1 請求の趣旨

### ( 甲 事 件 )

- 1 鳥取市長が、平成22年9月2日付けで原告宮部龍彦に対してした、下記の情報（以降、「本件情報」という）に係る開示請求拒否処分（以降、「本件甲処分」という）を取り消せ。

同和対策固定資産税減免（以下「同和減免」という）に関する、平成20年度以降のつぎの文書

- ・鳥取市下味野地区の減免対象者に対する説明資料一式
  - ・鳥取市下味野地区の同和減免の件数と総額
  - ・鳥取市下味野地区の対象地域（地図など）
- 2 鳥取市長は原告宮部龍彦に対し、本件情報の開示決定をせよ。
  - 3 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

### ( 乙 事 件 )

- 1 鳥取市長が、平成22年9月21日付けで原告宮部慎太郎に対してした、本件情報に係る個人情報開示請求拒否処分（以降、「本件乙処分」という）を取り消せ。
- 2 鳥取市長は原告宮部慎太郎に対し、本件情報の開示決定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 事実経過

### ( 甲 ・ 乙 事 件 共 通 )

両事件の「本件情報」は全く同一のものであり、両事件でそれぞれ別の趣旨で原告が開示を求めたものである。甲事件においては原告宮部龍彦が鳥取市情報公開条

例（以降「公開条例」という）により本件情報の公開を求めたものであり、乙事件においては原告宮部慎太郎が鳥取市個人情報保護条例（以降「保護条例」という）により個別的な開示を求めたものである。

（ 甲 事 件 ）

- (1) 原告宮部龍彦は鳥取市長に対し、平成22年8月16日付けで開示請求書（甲1）を提出した。
- (2) 鳥取市長は原告宮部龍彦に対し、平成22年9月2日付けの開示請求拒否処分決定通知書（甲2）により本件甲処分を通知した。
- (3) 鳥取市長は原告宮部龍彦に対し、平成22年9月2日付けの開示決定書（甲3）により下記の情報（甲4）を公開した。  
同和対策固定資産税減免に関する、平成20年度以降のつぎの文書
  - ・減免の要件や手続きなどを定めた要綱
  - ・減免の申請用紙
  - ・鳥取市全体の同和対策減免の件数と総額
- (4) 原告宮部龍彦は鳥取市長に対し、平成22年10月28日付けで異議申立書（甲5）を提出した。
- (5) 鳥取市長は上記異議申立について、平成22年11月25日付けで鳥取市情報公開・個人情報保護審査会（以降「審査会」という）に諮問し、平成23年1月14日に不開示等理由説明書（甲6）を審査会に提出した。この不開示等理由説明書の写しは平成23年1月20日付で原告宮部龍彦に送付された（甲7）。
- (6) 原告宮部龍彦は審査会に対し、意見書（甲8）を提出した。
- (7) 前述の異議申立は平成23年9月21日付で棄却され、その理由は審査会答申第12号をもって説明された（甲9）。

（ 乙 事 件 ）

- (1) 原告宮部慎太郎は鳥取市長に対し、平成22年9月6日付けで個人情報開

示請求書（甲 1 0）を提出した。

- (2) 鳥取市長は原告宮部慎太郎に対し、平成 2 2 年 9 月 2 1 日付けの個人情報開示請求拒否処分決定通知書（甲 1 1）により本件乙処分を通知した。
- (3) 原告宮部慎太郎は鳥取市長に対し、平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日付けで異議申立書（甲 1 2）を提出した。
- (4) 鳥取市長は上記異議申立について、平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日付けで審査会に諮問し、平成 2 3 年 1 月 1 4 日に不開示等理由説明書（甲 1 3）を審査会に提出した。この不開示等理由説明書の写しは平成 2 3 年 1 月 2 0 日付で原告宮部慎太郎に送付された（甲 1 4）。
- (5) 原告宮部慎太郎は審査会に対し、意見書（甲 1 5）を提出した。
- (6) 前述の異議申立は平成 2 3 年 9 月 2 1 日付で棄却され、その理由は審査会答申第 1 3 号をもって説明された（甲 1 6）。

#### 1 本件甲処分，本件乙処分の違法性

### （ 甲 事 件 ）

#### (1) 公開条例第 1 0 条への非該当性

後述するように、本件情報には不開示情報は含まれないので、公開条例第 1 0 条による拒否処分はできない。

#### (2) 公開条例第 7 条第 2 号本文への非該当性

本件情報は同和減免の要件に関する情報であって、個人に関する情報でもなく、個人の権利利益を害するおそれがある情報でもない。

#### (3) 公開条例第 7 条第 2 号アへの該当性

憲法第 3 0 条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」としており、また同第 8 4 条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」としている。これは租税法律主義を定めたもので、国民に対してそれぞれどれだけ税が課されるかは、あらかじめ法令により明らかにされなければならない。

さらに、地方税法第 3 6 7 条は「市町村長は、天災その他特別の事情がある

場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者，貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り，当該市町村の条例の定めるところにより，固定資産税を減免することができる。」としている。

審査会答申第12号は鳥取市税条例第58条に定めがあるとしているが，条例を受けて作成された要綱（甲4）では「旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条に規定する対象地域及び市長が別に定める地域（以下「対象地域」という）」の住民が同和減免の対象であるとされている。法令から同和減免の要件を知るためには，少なくともこの「対象地域」が公知のものでなければならない。

また，審査会答申第12号は「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱に基づき審査をおこなっている」としているが，事実ではない。実際は，減免措置要綱に定めはないのに人権福祉センター（旧隣保館）長の紹介がなければ，申請は門前払いされ，審査は行われず，その理由も告げられない。例えば，平成22年に乙事件原告宮部慎太郎が鳥取市長に請求を行おうとしたが受理されず，「申請書を郵送しても返送する」という趣旨の説明をされ，審査は行われなかった。

## （ 乙 事 件 ）

### (1) 保護条例第18条への非該当性

後述するように，本件情報には不開示情報は含まれないので，保護条例第18条による拒否処分はできない。

そもそも，同和減免の対象となる住民は，減免を受ける時点で自分の住所や所有する固定資産が同和地区内にあることを知ることになる。また，仮に審査会答申第12号にあるとおり，同和減免の申請者に対して審査が行われるのであれば（実際は審査をせずに，門前払いしていたのであるが），同和減免の対象とならない住民であっても，自分の住所や所有する固定資産は同和地区外にあるという事実を知ることになる。にもかかわらず，個人情報の開示請求に対して存否を答えないことは矛盾している。

## (2) 保護条例第15条4号への非該当性

審査会答申第13号は「条例15条4号の該当性が問題となる」とするが、保護条例第15条4号は「開示請求者以外の者に関する情報が含まれている情報であって、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるもの」を開示義務の対象から除外するとしたものである。

しかし、原告宮部慎太郎は下味野の住民であるところ、自身に係る固定資産が同和減免の対象になるかどうかを判断するために必要な情報を請求したに過ぎないのであって、本件情報は原告宮部慎太郎にとっては「開示請求者以外の者に関する情報が含まれている情報」ではない。

また、審査会答申第13号は「条例15条4号の趣旨は、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害さないようにすることが目的であって、開示請求者本人が通常知っているかどうかの問題ではない」とするが、これは誤りである。個人情報開示制度の趣旨は本人への個別的開示であるから、本人が知り得る情報を開示することにより権利利益を害するということが既に矛盾である。仮に審査会答申第13号の解釈の通りであれば、情報公開制度と個人情報開示制度の違いがなくなってしまう。審査会答申第13号は下味野地域内に同和地区が存在することが明らかになることが条例15条4号に該当するというが、下味野地域内に同和地区が存在することは下味野住民であれば当然知り得ること、本件情報の開示と下味野地域内に同和地区が存在することが明らかになることには因果関係がない。

また、同和減免の具体的要件を個別的開示であっても知らせられないのであれば、自己に課される固定資産税の額が適法なものか誰も知ることはできないことになり、憲法第30条、第84条の違反である。

## 第3 結語

以上のとおり、本件甲処分と本件乙処分は違法である。また、公開条例第7条柱書きは行政文書の、保護条例第15条柱書きは保有個人情報のそれぞれ原則公開を

義務付けているので、本件情報は公開ないしは開示されなければならない。

よって、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

証 拠 方 法

- 1 別紙証拠説明書のとおり

付 属 書 類

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 1 訴状副本                      | 1 通   |
| 2 証拠説明書（正本／副本）              | 各 1 通 |
| 3 甲第 1 号証ないし第 1 6 号証（正本／副本） | 各 1 通 |

証 拠 説 明 書

平成24年3月8日

鳥取地方裁判所 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎  
 原 告 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 1	開示請求書	写し	H22.8.16	宮部龍彦	原告宮部龍彦が本件甲処分に係る情報公開請求を行ったこと。
甲 2	開示請求拒否処分決定通知書	写し	H22.9.2	鳥取市長	鳥取市長が本件甲処分をおこなったこと。
甲 3	開示決定通知書	写し	H22.9.2	鳥取市長	鳥取市長が同和減免の要綱等を開示したこと。
甲 4	開示文書	写し	不明(H19～21)	鳥取市長	同和減免の要綱等の内容。
甲 5	異議申立書	写し	H22.10.28	宮部龍彦	原告宮部龍彦が本件甲処分に係る異議申し立てを行ったこと。
甲 6	理由説明書	写し	H23.1.14	鳥取市長	本件甲処分に係る所管課の理由説明書。
甲 7	審査会からの通知	写し	H23.1.20	鳥取市情報公開・個人情報保護審査会	上記理由説明書が原告宮部龍彦に送付されたこと。
甲 8	意見書	写し	H23.2.4	宮部龍彦	原告宮部龍彦が上記理由説明書に対する意見書を審査会に提出したこと。
甲 9	決定書	写し	H23.9.21	鳥取市長	本件甲処分に係る異議申し立てを鳥取市長が棄却したことと、審査会答申第12号の内容。
甲 10	開示請求書	写し	H22.9.8	宮部慎太郎	原告宮部慎太郎が本件乙処分に係る個人情報公開請求を行ったこと。



号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 1 1	個人情報開 示請求拒否 処分決定通 知書	写し	H22.9.21	鳥取市長	鳥取市長が本件乙処分を おこなったこと。
甲 1 2	異議申立書	写し	H22.11.15	宮部慎太郎	原告宮部慎太郎が本件乙 処分に係る異議申し立て を行ったこと。
甲 1 3	理由説明書	写し	H23.1.14	鳥取市長	本件乙処分に係る所管課 の理由説明書。
甲 1 4	審査会から の通知	写し	H23.1.20	鳥取市情報 公開・個人 情報保護審 査会	上記理由説明書が原告宮 部慎太郎に送付されたこ と。
甲 1 5	意見書	写し	H23.2.3	宮部慎太郎	原告宮部慎太郎が上記理 由説明書に対して意見書 を審査会に提出したこ と。
甲 1 6	決定書	写し	H23.9.21	鳥取市長	本件乙処分に係る異議申 し立てを鳥取市長が棄却 したと、審査会答申 第13号の内容。